

令和7年度 第2回
「松安筑成年後見ネットワーク協議会議事録」

松安筑成年後見ネットワーク協議会事務局

令和7年度第2回松安筑成年後見ネットワーク協議会 次第
(成年後見制度地域連携ネットワーク協議会)

日時 令和7年11月13日（木）午後2時30分～
場所 松本市役所議員協議会室（東庁舎3階）

1 開会

2 会議事項

(1) 令和7年度上半期事業実績報告

ア 活動実績

(ア) 各市村 (資料1-1)

(イ) 成年後見支援センターかけはし (資料1-2)

イ 事業計画進捗状況

(ア) 各市村 (資料2-1～2-7)

(イ) 成年後見支援センターかけはし (資料2-8)

ウ 成年後見制度利用促進専門委員会 (資料3、資料3別紙)

(2) 意見交換 (資料4)

3 その他

4 今後の予定

5 閉会

(1 開会)

事務局 午後2時30分開会を宣言した。(委員23名のうち18名の出席があり、設置要綱第6条第2項に基づき会議は成立した)

議長 設置要綱第6条第1項に基づき会長が議長となりあいさつした。

(2 会議事項)

議長 議長は会議事項(1)令和7年度上半期事業実績報告書 ア 活動実績について説明を求めた。

事務局 資料1-1について、山形村が代表して各市村の下半期の活動実績を説明、報告
(山形村) した。

(かけはし) 成年後見支援センターは資料1-2について、同様に説明、報告した。

議長 議長は会議事項(1) ア 活動実績について、意見・質問等ないことを確認し、引き続き イ 事業計画進捗状況について説明を求めた。

事務局 2市5村は資料2-1～2-7に基づき、令和7年度上半期の事業計画進捗について説明、報告した。

(かけはし) 成年後見支援センターは資料2-8に基づき、同様に説明、報告した。

議長 議長は会議事項(1) イ 事業計画進捗状況について、意見・質問等ないか確認し、引き続き ウ 成年後見制度利用促進専門委員会について説明を求めた。

事務局 成年後見支援センターは、資料3と資料3別紙に基づき、専門委員会にて検討した事例件数や事例経過について説明した。

昨年度検討し法人後見の決定となった案件の新規受任が続いている。

受任後の負債の判明、預貯金がほぼない、本人の対応で苦慮するケースが多く、案件によっては職員2名の体制で対応している。これに伴い、業務がひっ迫し、今後他の案件に支障が出る恐れもある。

議長 議長は会議事項(1) ウ 成年後見制度利用促進専門委員会について、意見・質問等ないことを確認し、引き続き(2)意見交換会について事務局へ説明を求めた。

事務局 「担い手の確保・育成について」をテーマとし、各委員より意見や助言等求めたい旨を説明した。

議長 各委員に発言を求めた。

委員

成年後見等の案件に備えて毎年「成年後見人等候補者名簿」を作成している。登載要件は研修会の受講、各種保険加入など。研修内容は経験者による講義や裁判所書記官の講義など、成年後見等業務全般に及び、研修会は年1回行われている。新規の扱い手はこの研修会を受講し、実際に受任し業務する中で研鑽に努めていくことになる。団体としては、現研修を維持し充実させていくこと、裁判所を含む関係機関との連携を深めて今後の扱い手の確保や育成に繋いでいきたい。特に、困難案件や報酬がない案件については、報酬助成を拡大し専門職の受任を拡げることも方法だが、そのほか法人後見の受任体制の強化やNPO法人等の受任、市民後見人の育成による人材確保なども重要だと思う。

議長

先ほど事務局から説明もあったが、困難事例について法人後見でどのように対応するのかというのが一番重要なところではないか。様々な受け皿の準備が必要であり、法人後見の体制を整備するのも重要な点であると思う。

委員

この地域は私が案件を各会員に配点しているが苦労している。現状としては家裁の推薦案件なども難航している。会員の増強に力を入れているが、後見業務だけではなく、登記業務が主な業務となるため、入会したての方は、業務バランスを考えて多忙になると後見業務を抑える傾向にある。登記業務とは異なり答えが明確にならないので悩む会員も多く、孤立しないようフォローアップや話し合いの場を作る体制を整えている。当会では2年に一度更新のための研修を行い、15単位を取得するという仕組みとしている。支部圏域での傾向として、多く受任している会員と1、2件の会員が居り大差がある。言い方は悪いが、初めに印象の悪い案件を受任すると後の受任を控えてしまうというケースもある。その意識の部分をフォローして少しずつ増やせる方法を役員の方でも考えている。やはり専門職という事もあり、金銭的な部分も大事なので困難案件は正直難しいと感じるが、助成制度がしっかり整えば比較的受任しやすくなると思う。また、法人後見の体制を整えるという点では先の団体と同意見である。

委員

中信地区の会員については毎年増加傾向にある。今年は6名程増えた。会員名簿に登録されている人数は総勢53名程。その中で家裁に届出のある名簿の人数は半数ほどになるが、会員数は増えているので何かあればこの中で対応する。ただし、報酬の出ない案件は極力受任しないという方針のため、報酬の可否または利用支援事業の対象の可否により判断している。基本的には先に述べた条件を満たせば、依頼案件は特別な理由がないかぎり断らない。また、当会で初めて受任する会員については、経験のある会員がフォローするという体制を整えている。研修等もその都度行い、資質向上やその場での情報交換などモチベーションを高めるよう工夫している。

委員

当協会の会員数自体は伸び悩んでいる。協会加盟に至らずに資格のみで活動している状況もあり、受任は少ないのが実情。また、個々に研修等は行っているが、全体として成年後見の計画的あるいは継続的な研修を行なうことに弱さを感じている。かけはしが困難事例を受任し続けることが難しいのは分かるが、ここ近年の件

数と創設当時を比較すると格段に少ないと思う。その中で今回のテーマであると言うのは、その背景に何があるかを客観的に検証することが必要ではないか。一番の専門機関であり公的機関である点を考えると、困難事例をかけはしだけが請け負うという事だけでなく、どのように関係者がフォローするかというテーマの持ち方の方がより建設的な討論になるのではないか。

委員

当会として「成年後見サポートセンター」を運営しており、中信地区にも支部がある。当会は後見について一定の知識を担保する者が入会できるというルールのもと、試験と実技をクリアして入会後も定期的に研修の単位を取得しなければならないという仕組みになっている。現在県全体では75名、中信地区では16名が加入しており、決して多いとは言えないが年々増えている。また、本体である団体から資金的援助を受けて、担い手を確保するための活動をしている。少しずつ受任も増えているが、この16名が全てフル稼働している訳ではない。多く受けている方もいるし1、2件という方もいる。やはり他の団体からもあったように、受けてみたら大変だったのでそれ以上は受けないという事もある。そうなるとこれ以上のキャパシティが見込めないという問題になる。そのため、この中信地区でも毎月定期的に研修会等で実例を持ち寄り、お互い知恵を出し合い問題解決するための取組みをしている。会員数が増えても結局1、2件しか受けられないのでは受け皿として十分ではない。受任出来ない要因は二つあると考える。一つは先ほど話に出た通り報酬がなければ受任が難しいという事。法人ではなく個人事業主となると報酬がないのは難しい。皆さん承知のとおり、手間の掛かる案件ほどお金がないというパターンもよくあるので、助成が充実すれば担い手も少し変わってくると思う。もう一つは、経験の浅い者もさらに知見を重ねる事で自信を持てば、もう1件受けてみようという気になると思う。それを踏まえての提案だが、当会でも情報共有は重ねているが、専門職団体の垣根を越えて、あるいは裁判所の力を借りて、勉強会などを共同で開催出来たらという思いがある。そのような形で知見を重ねることができれば、受け皿として機能していくのではないか。当会の活動だけではなく、昨年度に長野県社会福祉協議会の市民後見人養成講座では講師を務めたが、こういった市民後見人の養成などにも当会としては力を入れていきたい。

委員

当会は10年前に「成年後見センター長野」を立ち上げた。後見人養成講座についても毎年定期的に開催している。会員に対する更新研修も毎年行っている。現在県内の会員数は30数名であり中信地区では7、8名程。当会に直接の相談や問合せはないが、社協や包括支援センターから相談を受けて受任するという状況であり、受任件数は10数件程になる。研修等は行っているが、会員数や受任件数について伸び悩んでいる事は当会内で認識はしている。

委員

ケアマネージャーの立場から述べると、そのような案件の場合、まず包括支援センターの窓口を通じて方向性を確認していくことになる。私たちとしては何ができるかというより、そのような場合に顔が見える機関、結び付けられる機関として包括支援センターとのやり取りになっていくのではないかと思う。

委員

困難事例が増えている事は感じている。人材育成、人材不足については障害の分野でも高齢化や離職が課題となっている。今回のテーマを受けて、圏域の意見を集約し、また、出来る事について意見を述べたい。現状について、困難事例は司法書士による個別相談を行い、直接受任をお願いするケースが増えている。金銭管理の支援について、県社協の日常生活自立支援事業（以下日自）の新規契約が難しい状況と感じており、逆に後見制度を利用しなければならないという方も増えている。虐待の早期発見や適切な対応によりなるべく申立てに至らない、困難事例にならぬように相談支援を行っている。家族以外の関係者も関わり予防的活動を行う事が必要と考えている。金銭管理や身上保護が必要と思われる事例について、早期相談ができるよう地域体制を整え人材育成の確保と同様に協議を重ねている。また支援者や事業者全体には、人権擁護の知識や意識について研修を継続して行う必要があると思う。かけはしが受任業務と中核機関としてのセンター業務を行う中、法人後見の受任が難しい状況を他団体の委員が触れたが、原因や課題を市村と共有して検討していただきたい。令和8年度に成年後見制度の法改正があるが、交代や終結について見込まれているため、専門職団体と協議を行いながらガイドラインを作成する等して、終結や専門職への交代が適切に行われるよう整えていただきたい。またかけはしには法人後見の対象とはならないケースの対応や初期相談、担い手の育成をお願いしたい。

委員

当団体は法定後見と移行型の任意後見契約を行っている。やはり担い手の確保、後継者の育成が一番の問題になっており、信頼できる人物を確保しても育て上げるには経済的に基盤の弱さがあり当団体でも問題となっている。また、法定後見に関する報酬は家裁の審判に委ねるため予算を立てにくい。移行型の任意後見契約については、将来に不安のある方が委任契約を結んでおり、終活などのサポートをして最期に備えるお手伝いをしている。相談は個人や親族やケアマネージャーからも寄せられるが、やはり一定の費用が掛かるとなると立ち消えてしまう事がある。高齢者の支援も同様に、公的な支援が必要なのか、それとも本人にある程度資産はあるのに将来の不安からお金が出せないのか、分析出来ていないが経済的な事が後見制度の問題のひとつではないかと思う。

委員

金融機関は制度利用の開始後に資産管理の手続きをするという形になるので、担い手や育成というテーマからは離れてしまうが、決裁などの事務手続きの場からお客様の相談の場へというような対策を考えている。現状、高齢者の相談が増えていると感じている。金銭管理については、後見利用となり得るかどうか曖昧でも、本人の意思がはっきりとあるという事であれば代理人を立てて金銭管理の手続きも可能であるし、信託を利用して管理するという手段も用意してある。金融機関として、お客様の金銭の困りごとについてどのような対策が出来るか検討している。

委員

法人後見が必要と判断される、いわゆる困難と言われる事例は圏域全体で増加傾向にある。継続中の受任案件が減らず新規が増えていく中で、現状の職員配置では一人当たりの担当件数や困難事例の対応が限界を迎える事が予測できる状態にある。先ほど専門委員会の報告にもあったが、法人後見が必要となる困難事例では、

一般的な後見業務に加えて本人対応の困難さや生活を支えるための福祉サービスの充実など、より幅広い知識や支援スキルが必要となり、さまざまな関係機関と連携しながら長期に及ぶ伴走支援を求められる。当会では公益性の高い受託事業を複数抱えている。福祉業界全体の担い手として、より専門性の高い資格やスキルを持つ職員の採用と育成は当会の経営状況からもとても大きな課題になっている。この場で方針を示すことはできないが、現在2市5村から受託する法人後見業務を圏域全体の行政事務局、専門職団体、各自治体社協などが分担して、担い手の確保や育成を行うシステム作りを改めて皆さまと一緒に考えていければ圏域全体の安定した制度利用の促進に繋がるのではないかと感じている。

委員

県社協から受託している日自の現状について、市町村社協が金銭管理を含め福祉サービス利用の援助を行っているが、地域の状況により受任が難しいところがある。今出来る事は後見制度に移行する手前の日自の中で、困難事例に陥らない支援をする事だと思う。さらに支援者をどのように増やすかなど、金銭管理だけではなく本人を取り巻く環境の中で生活を支えるコミュニティーを作りうるのかが大事だと思う。また日自とは別に、各市町村社協の独自事業に違いはあるが、一般的な総合相談や他の自立サービスの体制を整え、支援者を一人でも多く、そして困難程度が深まらないよう予防的な支援を行う事が出来るのではないかと考えている。

委員

担い手の確保について、小規模な村は職員がいろんな業務を掛け持ちしている。他団体の委員からも話があったが、実際日自についても職員一人がいくつか業務を掛け持ちしながら必要な支援を可能な限り行っているが、専門的な知識が不足している部分がある。かといってそのような人材を採用できるかというとそこまでの体力は現在の当団体にはない。そのため広域での相互扶助やかけはしに頼らざるを得ない部分がある。行政とも深く繋がりを持ち、研修会等で多く参加者を募り、人材を見つけていくというのも方法だと考えている。

委員

日自があるが、他団体の委員が言ったように受託事業であるため市町村単体で問題解決するのは難しい。そのため、契約件数が伸びないというのは市町村社協の努力というより、契約の在り方に課題があると思う。今回テーマであるかけはしの法人後見の受任については、ケースをお願いしているので非常に大変だという事は理解できる。ただ、先ほどから意見があるように、現在のかけはしでは何が大変なのか、どのようにすれば解決するのかを検討する場は必要だと思う。また日自に関しても松安筑や長野県全体に言える事だが、地域面積の大小違いもありスケールメリットが作りづらい。他団体の委員も言ったように一人に対してどう対応していくのか、事務所から往復3時間や半日掛かるような場所でどのように権利擁護の体制を築いていくのか、面積的な難しさもあると思う。そのような事も今後検討材料となるのではないか。日自の関連について、新たな事業や拡充など報道が先行して現場も戸惑っているが変化が始まっている。圏域の問題を含めて権利擁護の仕組み作りをもう一度考えていく必要があるのではないか。後見制度、日自、市町村単位の独自事業など、全体的に整理する事で最終的に困難事例を減らせるのではないか。比較的長く参画しているが、かけはしの説明する個々の事例の分かりづらさもあるの

で、そういうしたものも目にしながらどのように法人後見の体制や圏域全体で権利擁護の仕組みを整えていくのか、両方を考えていく必要があるのではないか。

委員

日自、いわゆる権利擁護事業の絡みは多い。件数は多くないが支援する中で長い付き合いになる方も多いが、将来的に日自のままなのか成年後見に繋ぐのか出口が見えない。もう20年くらい支援している方もいる。また制度の動きもあるが、どう関係してくるのか手探りで見えない状態にある。後見制度、日自、新たな事業などそれぞれ市村や関係者、社協も含めて役割分担など今一度の整理を求められていると思う。さらに費用の問題も検討する必要がある。最近非常に経営が厳しい。もちろん自己努力しなければならない部分は多分にあるが、制度として事業として活動していくにはどうしたら成り立つかを考えていかなければならない。最後に、小さな村ではマンパワーもないが、そういった事例は行政、包括をはじめ関係者と連携して知恵を出し合いながら支援をするというのがいちばん大事だと思っている。

委員

当会では日自の受託はしていない。初期の話になるが、基幹的社協に依頼しても交通費が掛かるが金銭的に厳しい方が多く、当時村と相談をして受託の形で独自事業として金銭管理を行うことにした。困難事例が増加し、かけはしも支援が大変だということだが、同じように小さな村であっても困難事例は存在する。二人体制で動かないといけないという場合もある。成年後見だけではなく支援者を増やすため、社協も村の受託事業で生活支援体制整備事業として地域の支えあいを進めているが、こちらも成年後見と同様に最初につまずくとちょっとした助け合いが難しい、やめたいという方もいるので、地域でどのような取組みを行うか考えている。ましてや成年後見となると実際身に起こらないと分からない。広報活動に難しさを感じるが努力したい。

議長

ご意見いただきありがとうございました。各専門職団体より担い手の育成、件数の増加などそれぞれ苦慮している事が共通認識できたと思う。社協は社協の立場として困難に対応している事を認識した。相談機関からもあったが、困難事例に共通する問題として費用問題もあるが、法人後見の整備体制を強化して継続して受任できる体制を整えなければいけないという事を感じた。かけはしの報告で大変な状況であるとあったがどのような課題がありどの辺りが限界になっているのかを説明いただきたい。

事務局

(松本市)

当市は今年度、事務局として市村とかけはしで定期的に打合せをしている。昨年度の受任件数はあまり増えていないが、今年に入り松本市を中心に専門委員会の検討事例が増えており、かけはしの受任が増えている。現時点でもケースは挙がっているので今後も増えていくと思う。現在、かけはしには令和3年度から中核機関と法人後見を委託している。その中で中核機関業務として成年後見制度利用促進研修が多く行われている。また法人後見として依頼するのはやはり困難事例であり、複数体制を取る案件もある。それを踏まえて現在一人あたりの受任件数はどの程度まで可能かという話しになっている。このまま継続的に専門委員会での案件が増え続ければ、現在の人員では限界が来るのではないかという事からこのようなテーマ

を挙げた。

議長 委員からの全体の意見を通して、副議長に発言を求めた。

副議長 最終的に予算と人員という話になって来るので、この場でどうにかなる話ではない。委員からもあったが現状がよく分からぬ。かけはしに何人居て一人が何件受けているのか。困難事例といつてもいろいろあるが、お金がないとか脱走してしまうとか、人によって困難事例の感じ方が違う。まずかけはしの現状がどうなのかという事を精査することが必要だと思う。それから各専門職から意見いただいたが、根本として専門職は個人であり、被後見人と共に老いていく。また業務も後見業務だけではない。後見人の老いにより病気や交代などのリスクを考えると法人後見が望ましいと思う。その中で市民後見人の養成という方法もあると思う。かと言って市民後見人がすぐに受任できそうな案件が早々ある訳ではなく、結局法人後見に負担が掛かる。そこで予算と人員の問題となるが、先に意見もあったように顔が見える法人後見というのが一番良いと思う。今は松本市社協が中心だが、例えば安曇野市社協や山形村社協の職員が、その地域の法人後見を受任すれば本人も家族も安心であろうし、距離的な問題もクリアできると思う。難しい事は承知のうえだが、それぞれ社協から人員を出して、かけはしでノウハウを身に着けて勤務地で対応をするというのが理想だと思う。予算とマンパワーの問題なのでこれ以上は申し上げられないが。

議長 この圏域にかけはしが発足した頃、各地域社協が各地域の支援を将来的に担う体制が整えば良いという話はあった。松本市やかけはしから現況を聞いて、松本市社協のみではこの圏域全体のカバーは大変だと感じた。先ほど距離が遠いと話があったが、実際かけはし職員が筑北村などに毎月面会に行けるのかとか。一気に改善するのは難しいが、人員を出すとか何らかの形で少しづつ改善して法人後見の体制がより充実し維持できるものにすることが大切だと思う。

議長 議長はこのテーマを通して意見等ないか求めた。

委員 現在かけはしでは何名が実働しているのか。

事務局 6名が実働している。
(かけはし)

委員 6名だと一人あたり10件程度ですよね。すでに退職された方だが、その当時で24件持っていた方を知っている。困難事例というのは昔も今もあるので、断っていると後見制度が必要な方が利用できないという事になる。もっと受任できるのではないかと思う。

議長 どこまで受任可能なのかは改めて検討する必要がある。受任体制をいろんな形で拡充できるようにしておく必要はあると思う。今日いただいた意見は市村や各専門

職団体、かけはしを含め今後の取組みの参考にさせていただきたい。

議長 オブザーバーに対し、全体を通して発言を求めた。

オブザーバー 本日は各団体が担い手の確保や育成に苦慮していること、法人後見に関する課題（家裁松本支部）など伺って大変参考になった。本日のテーマである担い手の確保の一連について、実際に家庭裁判所で後見事件を担当している係員と話合いをして出た意見等を紹介したい。この会議でも報酬の話題があったが、やはり裁判所でも後見人を選任できず事件処理が困難な事案があり、本人の財産状況から報酬があまり出せないという新規事案がある。裁判所としては、事情を伺っているがそういった事案を引き受けてくれる担い手の確保とか、助成金等を利用して選任できる仕組みが確保できればありがたいという意見があった。育成については、初めて後見人となる方には最初から最後まで組織的に理論的な事も含め対応のノウハウを伝承していく仕組みがあればという話もあった。先ほど意見もあったが、各団体の垣根を越えて、後見事務の、特に困難なポイントを重点的にフォローできるような勉強会や研修会等行う事も有効な方法ではないかと思った。最後になるが、適切な後見人の選任を期待する裁判所においては、福祉行政側におけるチーム形成の実情を理解した上、その実情を念頭に置いて判断していくというのが重要であることは認識している。そのため、家庭裁判所と福祉行政側とが適宜適切に連絡できる関係というのを日頃から築いていきたい。

議長 議長は全体を通して事務局に発言あるか確認した。

事務局 各団体よりそれぞれの課題や考えを聞かせていただき大変参考となりました。今後も皆さんと連携しながら、後見制度が必要な方が適切に利用できる圏域となるよう進めていきたい。

議長 議長は他に質問・意見等ないか確認し議事を終了した。

(3 その他)

事務局 その他連絡事項等ないか確認した。
(山形村)

(4 今後の予定)

事務局 今後の協議会運営方法について説明した。
(山形村) 本協議会は、当番市村を中心に2市5村とかけはしとで事務局を担ってきたが、来年度から協議会の運営をかけはしが主となり担う旨を説明した。

(5 閉会)

事務局 閉会を宣言し、午後4時00分散会した。
(山形村)